

農地転用(4条・5条)添付書類

提出書類 ○:必須 △:該当する場合

項目		提出書類 届出	審査 許可
申請地	所在地:須賀川市	／登記地目:	/
	【届出(市街化区域)・許可(市街化調整区域、都市計画区域外)】	/	/
	農地区分【農業振興地域内農用地・1種・2種・3種】	/	/
	転用面積 m ² ※3,000m ² 超の場合は県農業会議へ意見照会が必要となり、40,000m ² 超の場合は許可権者は県となる ※1,000m ² 以上で特定都市河川流域に位置し雨水浸水阻害行為を行う場合は県の許可が必要	/	/
	土地登記事項証明書(原本)	○	○
	転用の妨げになる権利【有・無】※「有」の場合は、権利を有する者の同意書が必要	△	△
	住民票 ※現住所と登記住所が異なる場合	△	△
	戸籍・除籍謄本等(相続関係者全員分)※相続登記未了の場合、申請者は相続関係者全員	△	△
	移譲年金受給予定者(1年前要件)の確認【該当・非該当】	/	/
	生前一括贈与・納税猶予の確認【該当・非該当】	/	/
申請者	農業者年金受給者の確認【移譲・老齢・非該当】	/	/
	法人名、代表者の氏名と役職を申請書に記載	△	△
	人【定款(写)・寄付行為(写)・登記事項証明書】のいずれか	△	△
	代理氏名、住所等を申請書に記載	/	/
	委任状※押印があるもの	△	△
	転用の目的が資材置場等の場合、一時転用で目的が達成できるかを確認	/	/
	権利の移動・設定【無→4条・有(所有権、賃借権、使用権、地上権)→5条】	/	/
	他法令の手続き【雨水浸水阻害行為・都市計画法・森林法・盛土規制法・その他】	/	△
	その他の法令名()※他法令の申請受理書(写)等が必要		
	事業計画書※土地利用計画書との整合性を確認	/	○
事業計画	資金計画の確認書類【融資証明書・残高証明・通帳の写し】のいずれか	/	○
	位置図(1/50,000~1/10,000程度の広域地図)	○	○
	案内図(1/5,000~1/2,500程度)	/	○
	現況図(1/5,000~1/2,500程度)※申請地の状況、周囲の地目を表示	/	○
	土地利用計画図(1/2,000~1/500程度)※進入路や建物等の配置図に用途別に色分けし凡例を明示	/	○
	土地選定理由(土地選定経過説明書、候補地一覧表、位置図)	/	○
	※事業計画書に土地選定の経過が詳細に記載されている場合は土地選定経過説明書は不要		
	公団※転用個所を朱書	/	○
	用排水計画図※土地利用計画図との兼用可	/	○
	受付前調査依頼書	/	○
太陽光発電施設	求積図※一筆の一部を転用する場合	△	△
	建築図面(平面図、立面図、配置図、建築面積求積図)※建物を建てる場合	/	△
	カタログ、仕様書等の写し※設備等を設置する場合	/	△
	売買契約書の写し※建物条件付売買予定地の場合	/	△
	土地改良区の意見書※申請地が土地改良区域内にある場合	/	△
	水利権者等の同意書※取水及び排水がある場合	/	△
	経産省設備認定通知書(写)※FIT制度の場合	/	△
	売電契約書※非FIT制度の場合で申請地の所在地、売電の期間と単価(円/kWh)が契約条項にあるもの	/	△
	電力会社系統連系承諾書(写)	/	△
	設置に係る調書※事前協議の際に提出	/	△
太陽光発電施設	確約書	/	△
	同意書	/	△
	看板(事業者名・保守管理責任者・住所・電話番号)と設置場所の図面	/	△
	上記のほかに営農型で必要な書類	/	△
	3条許可申請(耕作部分)※耕作者が土地を借りて設置する場合	/	△
	4条許可申請(支柱部分)※耕作者が所有する農地又は借りている農地に設置する場合	/	△
	3条許可申請(地上権)、5条許可申請(支柱部分)※耕作者と異なる者が設置する場合	/	△
	営農型発電設備に関する市の意見書	/	△
	営農計画書・営農見込書	/	△
	施設を撤去する場合の費用負担に係る合意証書	/	△
関連データ資料(営農見込みデータ等)	関連データ資料(営農見込みデータ等)	/	△

(注)証明書等については、作成から3か月以内のものを提出すること。